

ご 案 内

日本CSR普及協会近畿支部 平成28年度セミナー

独禁法違反の調査手続と企業対応

～公取委の審査指針を踏まえた留意点～

日本CSR普及協会 近畿支部

公正取引委員会（公取委）は、カルテルや入札談合等の独占禁止法違反事件の調査における標準的な実施手順や留意事項等を明らかにするために、平成27年12月に「独占禁止法審査手続に関する指針」を作成・公表しました。

本セミナーでは、上記指針での記載も踏まえ、公取委で勤務経験のある越知覚子弁護士から、立入検査当日の流れと、企業側での対応上の留意点を説明いただきます。また、後半は、独禁法違反の調査案件での経験を踏まえ、武井祐生弁護士から、立入検査日より後の調査手続の流れ（課徴金減免制度の利用を含む）と、対応上の留意点についてご説明します。

- ・公取委の立入検査は、どのようなことが行われ、企業はどのように対応すべきか。
- ・自社の違反への関与が確認された場合、迅速にリーニエンシー制度を利用して課徴金の減額をえるためするにはどうすればいいか。
- ・公取委の調査に対して、自社は違反していないと考えている場合、どのような対応をとっていけばよいか。

こうした疑問に対して、実務的にどう対応すべきかといった点を含め、パネルディスカッション形式でご解説します。

また、セミナー終了後には、上記講師も交えて、参加者交流会（非会員のみ参加費1000円を申し受けます）も予定しており、講師への質問もできるよう準備を進めております。

ご参加の方は、11月14日までに裏面の申込書によりお申込み下さい。是非とも多数のご参加をお願い申し上げます。

記

日 時	平成28年11月22日（火）午後3時～5時30分 セミナー終了後午後6時ころから、講師を交えた参加者交流会を開催します。
場 所	大阪弁護士会館2階ホール 大阪市北区西天満1丁目12番5号
テーマ 及び講師	独禁法違反の調査手続と企業対応～公取委の審査指針を踏まえた留意点～ 1 公取委の立入検査の実際と企業においてとるべき対応 越知 覚子（弁護士・弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所） 2 立入検査後の調査手続の流れと対応上の留意点 武井 祐生（弁護士・弁護士法人御堂筋法律事務所） 3 パネルディスカッション 司会：藪内俊輔（弁護士・弁護士法人北浜法律事務所） パネリスト：越知 覚子、武井 祐生
参加費	無料。 ＊交流会は1000円（日本CSR普及協会会員は無料）
主 催	日本CSR普及協会近畿支部 大阪弁護士会

平成28年11月22日（火）午後3時～5時30分：大阪弁護士会館2階ホール
概要については表面記載の通り

大阪弁護士会館 9 階 9 0 4 号室にて。講師もご参加の予定で、個別のご質問等にもお答えいただけます。

参加費：当協会非会員のみ 1 0 0 0 円（軽食付き）

◎11月14日までに近畿支部事務局（FAX06-6263-7708）へお申し込み下さい。
近畿支部HP（<http://www.jcsr-kinki.jp/>）からも申し込みできます。

セミナー「独禁法違反の調査手続と企業対応～公取委の審査指針を踏まえた留意点～」

• 参加 • 不参加

参加者交流会

☐参加 ☐不参加

会社名・部署名：

申込者氏名 _____ :

部署住所 : 〒

メールアドレス:

電話： FAX：

日本 CSR 普及協会近畿支部

(事務局所在地)

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目7番7号

ワキタ堺筋本町ビル2階

藤木新生法律事務所内

TEL 06-6263-7288 FAX 06-6263-7708